

教委庁訓第 号

塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金要綱を次のように定める。

令和3年7月20日

塩竈市教育委員会

塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け、活動の場が制限されている文化芸術活動の担い手を支援するとともに地域を元気づけることを目的に塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 市内に在住・在勤・在学する個人又は活動拠点を有する団体
- (2) 市外に住所を有する個人又は活動拠点を有する団体で、市内において広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした公演や展示会等の実績を有すること。
- (3) 事業実施のため新たに立ち上げる実行委員会等の組織で、その構成員の中に、前2号のいずれかの者が含まれること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とならない。

- (1) 政治的若しくは宗教的普及宣伝と認められる活動又は公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人及びその外郭団体
- (3) 市税を滞納している場合
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者自らが主催者となって行う文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文化芸術分野の振興に資する事業であること。
- (2) 令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に市内又はオンラインで実施される事業であること。

- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」等に沿って、3密（密閉・密集・密接）対策やアルコール消毒、マスク着用、検温等を行い、市民等が安心して芸術鑑賞ができる環境を整えて実施する事業であること。
- (4) 広く市民等に周知され、市民等の鑑賞又は参加の機会等が提供される、本市の文化芸術活動振興への貢献性が高い事業であること。
- (5) オンライン配信等で、市民が自宅等で鑑賞できる機会が提供されるものであること。
- (6) 市制施行80周年の節目にふさわしい内容であること。
- (7) カルチャースクール等の教室、サークル活動、習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けたものではない事業であること。
- (8) 寄附を主な目的とするものではない事業であること。
- (9) 営利を目的とするものではない事業であること。
- (10) 市の他の制度による補助を受けていない事業であること。

（補助対象経費と対象外経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるもののうち補助対象事業の実施に直接要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象経費に充当される特定財源を控除した額の合計額（当該額1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、500,000円を上限とする。

（公募）

第6条 市は、補助対象者を公募するものとし、市の広報紙及びホームページへの掲載並びに公共施設等におけるチラシの配架その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（補助金の交付申込）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付申込書（様式第1号。以下「交付申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付申込事業計画書（様式第2号。以下「事業計画書」という。）
- (2) 塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付申込事業収支予算書（様式第3号。以下「収支予算書」という。）
- (3) 活動実績等（様式第4号）
- (4) 実行委員名簿（様式第5号）（申請者が実行委員形式の場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申込書の提出は、別に定める申込期間内に行うものとし、1 申込者につき申し込みできる件数は1 件とする。

(交付申込書等の審査)

第8条 前条第1項の規定による交付申込書の提出があったときは、その内容について、次に掲げる審査基準の項目により塩竈市文化芸術活動継続支援事業審査会が審査を行う。

- (1) 安全性
- (2) 事業の実現可能性
- (3) 地域への貢献性

2 前項の規定による審査の具体的な方法については、別に定める。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による審査の結果を踏まえ、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、補助金の不交付を決定したときは塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により当該申込者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため、次の条件を付するものとする。

- (1) 第7条の規定により提出した事業計画書又は収支予算書の内容の変更をする場合(市長が定める軽微な変更をする場合を除く。)においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(交付の取り消し)

第11条 市長は、第9条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこととし、その旨を塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付決定取消等通知書(様式第8号)により通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 補助金を交付の決定を受けた補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく

市長の措置に違反したとき。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに塩竈市文化芸術活動継続支援事業実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付決定事業決算書(様式第10号)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の原本と写し
- (3) 3密(密閉・密集・密接)対策等感染防止策が確認できる写真
- (4) オンライン配信等の実績が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、当該補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内(当該補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が令和4年3月31日を超える場合は、令和4年3月31日まで)に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき補助金の額を確定し、塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により、その旨を交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付決定者からの請求により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条第1項の規定による補助金の請求は、第13条第1項の規定による通知を受けた日から2週間以内に塩竈市文化芸術活動継続支援事業補助金交付請求書(様式第12号)により行わなければならない。

(計画書等の変更)

第16条 交付決定者は、第7条の規定により提出した事業計画書及び収支予算書の内容の変更(以下「計画書等の変更」という。)を行おうとするときは、あらかじめ塩竈市文化芸術活動継続支援事業(計画書/予算書)等変更承認申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、計画書等の変更を認めるか否かを決定するものとする。

3 市長は、計画書等の変更を認めることを決定したときは、塩竈市文化芸術活動継続支援事業変更承認通知書(様式第14号)により、計画書等の変更を認めないと決定した

ときは、塩竈市文化芸術活動継続支援事業変更不承認通知書（様式第15号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、第11条の規定による補助金の交付の決定の取消し又は前条の規定による計画書等の変更の承認を行った場合において、当該決定の取消し又は計画書等の変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定者に命ずることができる。

（帳簿等の整備）

第18条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、補助対象年度の翌年度以降5年度の間保存しなければならない。

（指示及び検査）

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に対し、随時、補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

（その他の事項）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育部長が定める。

別表（第4条関係）

補助対象経費

項目	内容
感染症対策費	アルコール消毒液、マスク、非接触型体温計の購入費等
人件費	出演料、講師等への謝金、スタッフアルバイト料等
旅費	出演者等への交通費や滞在費、高速料金等
消耗品費	材料費、事務用費等
宣伝費	チラシ・ポスターのデザイン・印刷、新聞・雑誌広告費等
役務費	通信運搬費、事業に係る保険料、振込手数料等
委託料	警備、会場設営、ごみ処理等の業務委託等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器レンタル料等
その他の経費	その他事業実施に必要な経費で市長が特に認めるもの

附 則

1 この庁訓は、令和3年8月6日から施行する。

2 この庁訓は、令和4年6月30日限り、その効力を失う。